

募集要項等の改訂 新旧対照表

実施方針

新（令和 7 年 6 月改訂版）	旧（令和 7 年 4 月公表版）
P3 第 1 1（6）事業の範囲 町が優先交渉権者を選定するに当たって、応募者は、附帯事業を提案することができるが、提案は必須ではなく義務事業の業務範囲を踏襲しても構わない。なお、事業期間中に提案することも可能とする。	P3 第 1 1（6）事業の範囲 町が優先交渉権者を選定するに当たって、応募者は、附帯事業を提案することができるが、提案は必須ではなく義務事業の業務範囲を踏襲しても構わない。
P12 第 3 1（1）不可抗力 町及び事業者のいずれの責めにも帰すべからざる天災（豪雨、暴風、高潮、洪水、落盤、地滑り、噴火、地震、津波等）、人為的事象（戦争、暴動、騒乱、騒擾、疫病、テロ、放射能汚染等）、その他（放火、第三者の悪意及び過失など）、・・・	P12 第 3 1（1）不可抗力 町及び事業者のいずれの責めにも帰すべからざる天災（豪雨、暴風、高潮、洪水、落盤、地滑り、噴火、地震、津波等）、人為的事象（戦争、暴動、騒乱、騒擾、疫病、テロ等）、その他（放火、第三者の悪意及び過失など）、
P18 第 6 1（4）特定法令等及び特定条例等変更解除 ① 解除又は終了事由 特定法令等及び特定条例等変更により事業者が本事業を継続することができなくなったときは、町は事業契約を解除することができる。	P18 第 6 1（4）特定法令等及び特定条例等変更解除 ① 解除又は終了事由 特定法令等及び特定条例等変更により事業者が本事業を継続することができなくなったときは、町又は事業者は事業契約を解除することができる。

募集要項

新（令和 7 年 6 月改訂版）	旧（令和 7 年 4 月公表版）
P5 第 2（6） 町が優先交渉権者を選定するに当たって、応募者は、附帯事業を提案することができるが、提案は必須ではなく義務事業の業務範囲を踏襲しても構わない。なお、事業期間中に提案することも可能とする。	P5 第 2（6） 町が優先交渉権者を選定するに当たって、応募者は、附帯事業を提案することができるが、提案は必須ではなく義務事業の業務範囲を踏襲しても構わない。
P9 第 2（15） ・・・事業者の資産等については、第 1 . 1（7）② ア と同様の取扱いとする。	P9 第 2（15） ・・・事業者の資産等については、第 1 . 1 0② ア と同様の取扱いとする。

事業契約書（案）

新（令和 7 年 6 月改訂版）	旧（令和 7 年 4 月公表版）
P2（用語の定義）第 2 条 (15) 「不可抗力」とは、豪雨、暴風、洪水、高潮、地震、地滑り、落盤、噴火、津波、放火、騒乱、戦争、暴動、騒擾、疫病、テロ、放射能汚染、第三者の悪意及び過失その他通常の予想を超えた自然的若しくは人為的な事象であって、町及び事業者の責めに帰すことができない事由をいう。	P2（用語の定義）第 2 条 (15) 「不可抗力」とは、暴風、洪水、高潮、地震、地滑り、落盤、火災、争乱、暴動、その他通常の予想を超えた自然的若しくは人為的な事象であって、町及び事業者の責めに帰すことができない事由をいう。
P4（委託等）第 9 条 事業者は、本事業の全部又は義務事業を一括して、第三者に請け負わせ又は委託し	P4（委託等）第 9 条 事業者は、本事業の全部又は主要業務を一括して、第三者に請け負わせ又は委託し

新（令和 7 年 6 月改訂版）	旧（令和 7 年 4 月公表版）
てはならない。	てはならない。
P7(保険) 第 1 6 条 事業者は、本事業期間中を通じて、自己の責任及び費用において、別紙 1 に定める種類及び金額の保険を付保するものとする。 2 事業者は、火災保険、建設工事保険その他の保険（これに準ずるものを含む。以下この条において同じ。）の契約を締結したときは、その証券又はこれに代わるものを直ちに町に提示しなければならない。 3 事業者は、第 2 項に基づき加入した保険の内容の全部又は一部を変更する場合には、事前にその内容を町に通知し、その証券又はこれに代わるものを直ちに町に提示しなければならない。	P7(保険) 第 1 6 条 事業者は、火災保険、建設工事保険その他の保険（これに準ずるものを含む。以下この条において同じ。）の契約を締結したときは、その証券又はこれに代わるものを直ちに町に提示しなければならない。 2 事業者は、第 1 項に基づき加入した保険の内容の全部又は一部を変更する場合には、事前にその内容を町に通知し、その証券又はこれに代わるものを直ちに町に提示しなければならない。
P29(秘密保持義務) 第 6 6 条 町及び事業者は、相手方当事者の事前の承諾がない限り、本契約に関する情報（本事業を実施する上で知り得た秘密を含むが、これに限られない。）を他の者に開示してはならない。 2 前項の規定にかかわらず、町及び事業者は、次の各号に掲げる場合に限り、本契約に関する情報を開示することができる。ただし、開示の方法について町が指示した場合には、事業者は当該指示に従い開示する。 (1) 特定の第三者に対して開示することが予定されている情報を当該第三者に対して開示する場合 (2) 当該情報を知る必要のある町の職員若しくは構成企業の役員及び従業員若しくは弁護士、公認会計士、税理士等の専門家、又は当該情報を知る必要のある者としてあらかじめ町と事業者の間で合意された会社等若しくはそれらの職員及び従業員等若しくは弁護士、公認会計士、税理士等の専門家に対して、町及び事業者と同一の秘密保持義務を負うことを条件として開示する場合 (3) 本条の規定に違反することなく第三者に既に知られている情報を、当該第三者に対して開示する場合 (4) 既に公知の事実となっている情報を、第三者に対して開示する場合 (5) 法令等又は裁判所の命令により開示を求められた情報を開示する場合 3 前二項の規定は、町及び事業者による本契約の完全な履行又は本契約の終了にかかわらず、有効に存続する。	P29(秘密の保持) 第 6 6 条 事業者は、本事業の処理上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

要求水準書（案）

新（令和 7 年 6 月改訂版）	旧（令和 7 年 4 月公表版）
P3 第 1.3（5） 町が優先交渉権者を選定するに当たって、応募者は、附帯事業を提案することがで	P3 第 1.3（5） 町が優先交渉権者を選定するに当たって、応募者は、附帯事業を提案することがで

新（令和 7 年 6 月改訂版）	旧（令和 7 年 4 月公表版）
きるが、提案は必須ではなく義務事業の業務範囲を踏襲しても構わない。なお、事業期間中に提案することも可能とする。	きるが、提案は必須ではなく義務事業の業務範囲を踏襲しても構わない。
P7 第 2.5（1）② ・・・定期的に当該業務に関する安全教育を行い、・・・	P7 第 2.5（1）② ・・・定期的に当該調査に関する安全教育を行い、・・・
P13 第 3.4（1）② ・調査に当たっては、あらかじめ当該調査箇所を洗浄し、・・・	P13 第 3.4（1）② ・調査に当たっては、あらかじめ当該調査箇所を清掃し、・・・
P14 第 3.4（4）① ・マンホール内のオリフィス（11 箇所）は、詰まりが発生しないよう洗浄すること。	P14 第 3.4（4）① ・マンホール内のオリフィス（11 箇所）は、詰まりが発生しないよう清掃すること。
P14 第 3.4（4）① （当該内容削除）	P14 第 3.4（4）① ・デザインマンホール点検清掃は、マンホール蓋表面の汚れや設置されているボルトの締め具合等を点検・清掃する。なおデザインマンホールのは数は 1 箇所、現在 2 箇所目の設置を計画している。

優先交渉権者選定基準

新（令和 7 年 6 月改訂版）	旧（令和 7 年 4 月公表版）
P7 第 3.3（1） 技術評価点は、評価項目ごとに表 5 のとおり 4 段階の評価を行い、・・・	P7 第 3.3（1） 技術評価点は、評価の視点ごとに表 5 のとおり 5 段階の評価を行い、・・・

その他

新（令和 7 年 6 月改訂版）	旧（令和 7 年 4 月公表版）
開削工事仕様書(概算見積用) 7.復旧工 7-2 本復旧工 あり 舗装タイプ 5－20 アスファルト混合物 再生密粒度 13	開削工事仕様書(概算見積用) 7.復旧工 7-2 本復旧工 なし
下記を別添資料として追加 ・管更生工事φ200 内訳書(公表用) ・管更生工事φ250 内訳書(公表用) ・本管開削工事φ200 内訳書(公表用) ・本管開削工事φ250 内訳書(公表用) ・マンホール蓋改修工事内訳書(公表用) ・汚水枘取付管工事内訳書(公表用)	—